資料ID	2022-08-28_224144_TW::2021-12- 23_163156:@9jtCdbGf3lih8Fe::1473919286993625093
URL	https://twitter.com/9jtCdbGf3lih8Fe/status/1473919286993625093
アカウント	@9jtCdbGf3lih8Fe
ユーザ名	弁護士 岸本 学
ツイートの記録日 時	2022-08-28_224144_



弁護士 岸本 学 · 2021年12月23日



@9jtCdbGf3lih8Fe・フォローする

返信先: @9jtCdbGf3lih8Feさん

なので、もし性暴力の加害者が「示談」で解決をしたいのであれば、被害者の身体精神への侵襲とともに、 踏みにじられた「尊厳」に対しても、 ふさわしい金額を支払わなければならない。

それは当然、安くはないよ。



弁護士 岸本 学

@9jtCdbGf3lih8Fe・フォローする

性暴力の被害者が高額の示談金を請求する場合、

それはほとんどの場合、「金」が目的ではない。 被害者は「自分の『尊厳』を確かめ、回復する」た めの戦いをしている。

被害者にとって、その戦いはせざるを得ない。

午後4:31 · 2021年12月23日



♡ 32

○ 返信

S リンクをコピー

Twitterでいま起きていることを見てみましょう